

3回目のふるさと振興券を配布します

～ワクチン接種会場までのタクシー料金の支払いにも使用できます～



- ▷配布対象者＝市内全世帯※令和3年7月1日時点で住民登録のある世帯主(外国人を含む)または、令和3年7月2日から7月31日までの間に市内に転入した世帯の、転入時における世帯主
- ▷配布方法＝簡易書留による郵送
- ▷発行額＝1世帯当たり1万円分(500円券20枚)
- ▷使用可能店舗＝市内の飲食業、小売業およびサービス業を営む店舗
※使用可能店舗については、振興券に同封するチラシを確認ください。
※8月上旬頃から各世帯へ順次郵送します。

- ▷使用可能期限＝令和3年11月30日(火)まで
- ▷問い合わせ先＝大船渡商工会議所(☎262141) または商工課(☎内線109、111)



2回目に配布した振興券の期限は7月31日(土)です。有効期限が過ぎた振興券は、「無効」となりますので、早めに利用ください。

新型コロナワクチン接種 12歳～15歳の児童生徒の 家庭に接種券を郵送します

新型コロナワクチン接種の接種対象が12歳以上となったことを受けて、市では、7月下旬に12歳～15歳の児童生徒の家庭に接種券を郵送します。具体的な接種方法は、同封されている接種案内をご覧ください。

- 小学校6年生(12歳)への接種券発送について
予防接種法の規定により、満12歳になれば、ワクチンを接種することができます。このため今回は、8月までに12歳になる児童の家庭に接種券を郵送します。
また、今後は毎月、翌月12歳になる児童の家庭宛てに郵送します。

- 接種できるワクチンの種類についての注意事項
国は、ファイザー社製ワクチンは12歳以上、武田/モデルナ社製ワクチンは18歳以上が接種可能としていることから、12～15歳の児童生徒が接種するワクチンはファイザー社製のみとなります。
なお、現在、市内の接種ではファイザー社製ワクチンを、県の大規模接種会場での接種は武田/モデルナ社製ワクチンをそれぞれ使用しています。
- ▷問い合わせ先＝大船渡市新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口(☎28061)

県独自の「岩手警戒宣言」が発出中です

県内の7月の新規感染事例の中で、感染力の強いインド由来の「デルタ株」とみられる変異株が検出されています。これを受け岩手県では、7月9日から独自に以下の通り「岩手警戒宣言」を発出し、感染対策の一層の徹底を呼び掛けています。

- 1 基本的な感染対策の再徹底
 - ・適切な方法でマスクを着用
 - ・ワクチン接種後もマスクを着用
 - ・体調不良時は電話相談の上、早期に受診
 - ・密閉・密集・密接については、2つあるいは1つの密でも回避
 - ・会食は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用
- 2 移動の制限要請エリア(7月12日時点)

不要不急の帰省や旅行などでの往来は自粛をお願いする地域	【緊急事態宣言区域】 東京都、沖縄県
	【まん延防止等重点措置地域】 埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府
慎重な判断をお願いする地域	【不要不急の往来や外出の自粛をお願いをしている地域】 宮城県、秋田県、福島県(南相馬市)、広島県

- ▷問い合わせ先
新型コロナウイルス感染症対策室(☎内線213)

消費生活情報

135

商品券やギフト券を使う際には有効期限に注意しましょう

お祝いなどのお返し、プレゼントで貰った商品券やギフト券、プリペイドカードは、スーパーなどの買い物の際、現金と同様に使うことができます。しかし、「ギフト券の有効期限が切れている」などの理由で利用できないことがあります。このようなトラブルを防ぐためにも商品券やギフト券、有効期限については、券面

プリペイドカードを利用する際の注意点についてお知らせします。

■消費者へのアドバイス
商品券やギフト券などには有効期限があるものがあります。有効期限を過ぎた商品券などは使えなくなり、原則として払い戻しすることはできません。有効期限については、券面

Q&A

- 1 1年位前に購入したプリペイドカードを買い物で使おうとしたところ、有効期限が切れていると言われ使えませんでした。有効期限が切れると使えなくなるのですか？
- 2 商品券やギフト券に「期限がなくいつでも使えます」と書いてあっても、使えなくなることがあると聞きました。本当ですか？
- 回答
商品券やギフト券などの有効期限は、事業者が自由に設定することができ、有効期限を過ぎると使えなくなります。有効期限がないギフト券でも、そのサービスが停止される場合には利用できなくなるケースがあります。

や発行者のホームページなどに表示されています。プレゼントなどで貰った際に確認しておきましょう。
また、発行者が商品券などの発行や利用を廃止した場合、有効期限内であっても利用できなくなることがあります。その際は、法律の規定により、発行者は一定の申出期間(60日以上)を設ける必要があり、期間内に申し出れば未使用分の払い戻しを受けることができます。
払い戻しに関する情報は、発行者のホームページや、一般社団法人日本資金決済業協会のホームページ、日刊新聞紙、店頭などで告知されます。不明な点は必ず発行者に確認し、該当する商品券などがありましたら期間内に申し出るようにしましょう。
また、チャージ可能な電子マネーにも有効期限があります。今一度、お手持ちの商品券やギフト券、プリペイドカードなどの有効期限を確認し、期限が切れる前に使用しましょう。

▽問い合わせ先
消費生活センター
(☎内線134)

忘れずに納めましょう

【納期限＝8月2日(月)】

- 固定資産税(第2期)
- 国民健康保険税(第1期)
- 介護保険料(第1期)
- 後期高齢者医療保険料(第1期)

口座振替を利用している皆さんは前日までに残高を確認ください

【口座振替日＝7月26日(月)】

- ▷問い合わせ先
税務課収納係(☎内線157・158・161)
※新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な人は、相談ください。

広島・長崎の原爆投下時刻のサイレン吹鳴について

76年前の8月6日、午前8時15分に広島へ原爆が投下されました。

また、3日後の8月9日午前11時2分には長崎にも同様の惨劇がもたらされました。

市は、昭和60年に非核平和都市を宣言し、原爆の犠牲者に哀悼の意を表するとともに、世界の恒久平和を祈るため、広島および長崎の原爆投下時刻に防災行政無線のサイレンを鳴らします。

当日は、サイレンに合わせ、黙祷を捧げられるようお願いします。

- ▷サイレン吹鳴日時＝8月6日(金)午前8時15分 および8月9日(月)午前11時2分
- ▷問い合わせ先＝総務課行政文書係(☎内線234)